

教育・保育提供区域の設定について

1 「教育・保育提供区域」とは

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条で

『地理的条件，人口，交通事情その他の社会的条件，教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域』を「教育・保育提供区域」と規定しています。

※ 現在示されている基本指針の案において、「教育・保育提供区域の設定」は，市町村子ども子育て支援事業計画の基本的（必須）記載事項となっています。

市町村子ども子育て支援事業計画では，教育・保育提供区域ごとに次の内容を定めることとなっています。

①教育・保育

- ・ 各年度における認定区分ごとの教育・保育の量の見込み
→ その算定に当たっては考え方も示すこと。
- ・ 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
→ 認定区分ごと及び特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の区分ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。

②地域子ども・子育て支援事業

- ・ 地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの量の見込み
→ その算定に当たっては考え方も示すこと。
- ・ 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
→ 種類ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。

2 国の区域設定の考え方（基本指針の案より）

- ◇ 地理的条件等を総合的に勘案して小学校区単位，中学校区単位，行政区単位等，地域の実情に応じて，保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める。
 - ・ 教育・保育提供区域は，教育・保育施設及び地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。
 - ・ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
 - ・ 小学校就学前の子どもの認定区分ごと，地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに教育・保育施設等及び地域子ども子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には，実態に応じて，これらの区分又は事業ごとに設定することができる。

3 市町村子ども・子育て支援事業計画におけるイメージ

- ◇ 教育・保育提供区域ごとに設定した「量の見込み」に対応するよう，「教育・保育施設」及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定

	1年目			2年目			3年目			5年目 まで
	3～5歳 学校教育 のみ	3～5歳 保育の必 要性あり	0～2歳 保育の必 要性あり	3～5歳 学校教育 のみ	3～5歳 保育の必 要性あり	0～2歳 保育の必 要性あり	3～5歳 学校教育 のみ	3～5歳 保育の必 要性あり	0～2歳 保育の必 要性あり	
①量の見込み（必要利用定員総数）	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人	
②確保の内容	認定こども園，幼稚園，保育所（教育・保育施設）	300人	200人	80人	300人	200人	150人	300人	200人	150人
	地域型保育事業			20人			30人			50人
②-①	0	0	▲100人	0	0	▲20人	0	0	0	

- ◇ 設定した「量の見込み」に対応するよう，事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定

地域子ども・子育て支援事業

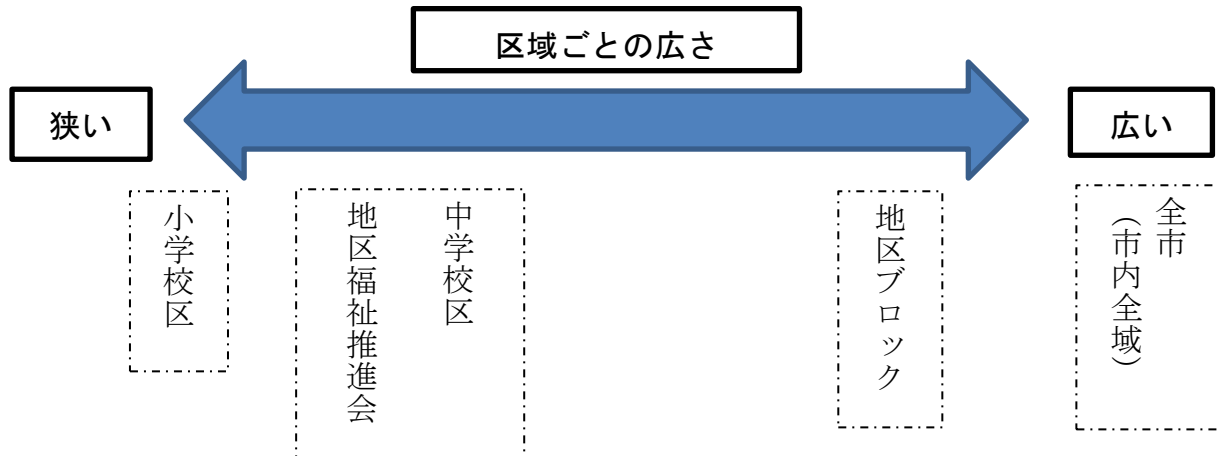
地域子育て支援拠点事業	1年目	2年目	3年目
量の見込み	3,000人（10か所）	3,000人（10か所）	3,000人（10か所）
確保方策	3,000人（10か所）	3,000人（10か所）	3,000人（10か所）
②-①	0	0	0

放課後児童健全育成事業	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	800人（20か所）	800人（20か所）	800人（20か所）
②確保の内容	600人（16か所）	700人（18か所）	800人（20か所）
②-①	▲200人（4か所）	▲100人（2か所）	0

4 市の区域設定の考え方

◇ 既存の主な設定区域 (区域数は平成26年2月1日現在)

	名称	市内区域数	概要
①	小学校区	46	小学校の学区による区分
②	中学校区	24	中学校の学区による区分
③	地区福祉推進会	32	A 好摩 卷堀・姫神 渋民 玉山・藪川 B 桜城 仁王 上田 緑が丘 松園 山岸 上米内 C 城南 加賀野 中野 杜陵 大慈寺 築川 D 西厨川 土淵 東厨川 青山 みたけ 北厨川 E 仙北 本宮 太田 繫 F 見前 津志田 乙部 飯岡 永井
④	地区ブロック	6	市内全域を6ブロックにしたもの A 玉山 B 河北 C 河南 D 厨川 E 盛南 F 都南



◇ 設定区域ごとの特色

① 小学校区

現在、盛岡市内には46の市立小学校があります。
地域によって、学区の面積及び児童数にばらつきがみられます。
放課後児童健全育成事業の整備計画は、小学校区ごとで進めています。

② 中学校区

現在、盛岡市内には24の市立中学校があります。
小学校区に比べると、一部を除き、学区ごとの児童数のばらつきは小さくなります。
一部境界が異なるため、小学校区を統合したものが中学校区と一致するものではありません。

③ 地区福祉推進会

現在市内全域で32地区の地区福祉推進会があります。

地域内の地区の特性に応じた地区コミュニティにおける福祉活動の活発化を図り、社会福祉事業の充実発展させるため発足されました。

なお、地区福祉推進会とコミュニティ地区組織は同じ構成組織になっている地区が多くなっています。

④ 地区ブロック

旧玉山村及び旧都南村の各区域並びに合併前の旧市域を4地区に分割した合計6地区に分類したものです。

現在の市の待機児童算出の際の地域区分等で使用しています。

休日保育事業や地域子育て支援センター等について、空白地区を解消するための検討は、このブロック分けをベースにしています。

◇ 区域設定範囲によるメリットとデメリット

【範囲が狭い】

○ メリット

- ・ 入所可能施設・利用可能事業が利用者の自宅の近くで確保できる。

● デメリット

- ・ 教育・保育施設が設置されていない地区が存在する。

【範囲が広い】

○ メリット

- ・ 勤務地や通勤経路の地区での利用ニーズなども考慮した計画策定ができる。

● デメリット

- ・ 自宅の近くに利用できる施設や事業がないということも想定される。

◇ 現在の施設及び事業の状況

- ・ 幼稚園は、バス登園が可能であり、近隣市町村を含め、市内全域から教育方針等園の特色によって利用施設が選択されている状況です。

保育所は、各保護者の就労や意向によって、自宅の近隣で希望する場合と、通勤経路上若しくは勤務地の近くの施設を希望する場合に分かれています。

保護者は、通勤及び児童の施設への送迎に、自家用車等交通用具を使用することが多く、教育・保育施設の「保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域」は広く捉えることが妥当です。

また、現在は、保育所利用申込みに際しても、特に利用区域の制限はありません。保護者の希望により、どの地域の施設も選択可能となっています。

これらのことから、教育・保育施設に関しては、利用の実態から、ある程度広域な設定にすべきと考えられます。

- ・ 事業の関係では、放課後児童健全育成事業については、実際に利用する小学生の利便性から、通学している小学校区での設定が適切と考えられます。
また、保育所に付随する事業については施設と同じ考え方になります。
事業の中には、利用者が限定されるものや、区域に分けることがなじまないものもあります。

5 市の区域設定の案

- ◆ 利用者のニーズに柔軟に対応する計画策定という観点から、教育・保育施設は地区ブロック
- ◆ 地域子ども・子育て支援事業は、区域設定になじまないものや地区ブロック単位では逆に範囲が広いものがあるので、事業ごとに設定

各事業単位での区域設定案は次のとおりです。

分類	施設・事業名称	区域
教育・保育	教育・保育施設 (認定こども園, 幼稚園, 保育所)	地区ブロック
	地域型保育事業	
地域子ども・ 子育て支援 事業	地域子育て支援拠点事業 延長保育事業 一時預かり事業	小学校区
	放課後児童健全育成事業	
	利用者支援事業 妊婦健康診査 乳児家庭全戸訪問事業 養育支援訪問事業等 子育て短期支援事業 ファミリー・サポート・センター事業 病児保育事業 実費徴収に係る補足給付を行う事業 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	

利用者が特定されるものや、元々市内全域を対象として実施している事業など区域設定がなじまない事業は全市（市内全域）としました。

◇ 地区ブロックごとの教育・保育施設数の現状

	幼稚園	保育所	(認定こども園)	合計
玉山	1	5		6
河北	12	15	(3)	27
河南	3	8		11
厨川	5	13	(2)	18
盛南	6	10		16
都南	3	11		14
合計	30	62	(5)	92

※ 認定こども園は、それぞれ認可を受けている幼稚園及び保育所の数に含まれているため、内数として掲載。

現在は幼保連携型4園，幼稚園型1園が認定されています。

◇ 地区ブロックイメージ

